



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*4 南紀白浜空港管理規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課) ..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第4号

南紀白浜空港管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 南紀白浜空港管理規則の一部を改正する規則

南紀白浜空港管理規則 (昭和43年和歌山県規則第30号) の一部を次のように改正する。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第22条の申請書の様式は、南紀白浜空港指定管理者指定申請書 (別記第19号様式) によるものとする。

2 条例第22条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空港の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(選定事業者の選定の申請)

第17条 条例第30条の申請書の様式は、南紀白浜空港の運営等に係る選定事業者選定申請書 (別記第20号様式) によるものとする。

2 条例第30条の規則で定める書類については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「運営管理に関する収支予算書」とあるのは、「運営等に関する事業計画書」とする。

別記第18号様式の次に次の2様式を加える。

別記第19号様式 (第16条関係)

南紀白浜空港指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所

の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

南紀白浜空港の指定管理者の指定を受けたいので、南紀白浜空港条例（昭和 43 年和歌山県条例第 8 号）第 22 条の規定により申請します。

注 用紙は、日本工業規格 A4 を使用すること。

別記第20号様式 (第17条関係)

南紀白浜空港の運営等に係る選定事業者選定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所

の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

南紀白浜空港の運営等に係る選定事業者の選定を受けたいので、南紀白浜空港条例(昭和 43 年和歌山県条例第 8 号) 第 30 条の規定により申請します。

注 用紙は、日本工業規格 A4 を使用すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。